

自家用燃料供給施設整備支援事業助成金交付要綱

平成20年5月14日制定
公益社団法人 新潟県トラック協会

(事業趣旨)

第1条 公益社団法人新潟県トラック協会（以下「県ト協」という。）は、原油価格高騰対策の一環として自動車用燃料として自社で使用するため為の軽油を貯蔵する自家用燃料供給施設（以下「施設」という。）を新規に設置または貯蔵タンク（タンク容量10キロリットル以上）の増設を実施する会員事業者（以下「会員」とする。）に対して助成金を交付する。

(対象施設)

第2条 助成の対象施設は、建築基準法、消防法等関係規則に適合する施設で当該年度の4月1日以降に設置し、翌年1月31日までに市町村長等の完成検査済証の交付を受けた施設とする。

(交付額)

第3条 助成金の交付額は、会員が前条の規定により新たに設置した1施設について1,000,000円、貯蔵タンク増設については250,000円を交付する。

(申請及び実績報告・助成金の請求)

第4条 会員は、様式1の「自家用燃料供給施設整備支援事業助成金申請書」に必要書類を添えて、県ト協会長あてに申請する。県ト協から助成金交付決定通知を受けた会員は、自家用燃料供給施設の整備が完了したときには、様式6-1「自家用燃料供給施設整備支援事業実績報告書」に必要書類を添えて、2月10日までに県ト協に提出する。

(助成金交付)

第5条 県ト協は、前条の実績報告書（助成金交付請求書）の提出があったときは、速やかにその報告を審査し条件に適合すると認めたときは、会員に対して助成金を交付する。

(財産の処分制限)

第6条 事業者は、交付対象となった施設が完成の日から起算して5年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付または担保（以下「処分」という。）に供してはならない。但し、あらかじめ県ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(助成金の返還)

第7条 会員は、交付対象となった施設が、前条の処分期間内に次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、助成金を返還しなければならない。

- 1) 助成金の申請内容もしくはこれに付した条件、その他法令もしくはこれに基づく処分に違反したとき。
- 2) 会員資格を失ったとき。

(その他必要な事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、県ト協が別にこれを定める。

(附 則)

第1条 本要綱は、平成20年4月1日より施行する。

一部改訂 平成23年5月16日

様式1

令和 年 月 日

トラック協会
会 長 殿

申請者住所：

フリガナ

事業者名：

代表者：

法人番号：

⑩

自家用燃料供給施設整備支援事業助成金申請書

公益社団法人全日本トラック協会が定める「自家用燃料供給施設整備支援事業助成金交付要綱」第7条第1項に基づき助成金の交付について、下記のとおり申請いたします。

記

1. 事業総経費（税抜）： 円
2. 対象事業：☐軽油供給施設新設（ キロリットル）
☐軽油専用タンク増設（ キロリットル→ キロリットル）
※どちらかに○をお付け下さい。
新設の場合は完成後の容量（総計）をご記入ください。
また、増設の場合は、既存容量と完成後の容量（総計）をご記入ください。
3. 申請金額： 円
4. 整備完了（予定）日：令和 年 月 日
5. 設置場所住所：
6. 連絡先：担当者名 電話番号 - -
FAX番号 - - E-mail
7. 添付書類
(1)（購入の場合）「施設工事契約書」又は「注文書・注文請書」の写し
（割賦の場合）「割賦販売契約書」の写し
（工事契約書、注文請書等の金額内訳明細書を添付）
(2) 新設：「危険物取扱所設置許可申請書」及び「設置許可書」の写し
増設：「危険物取扱所変更許可申請書」及び「変更許可書」の写し
(3) 様式4「大規模災害時における緊急輸送車両への燃料供給に係る誓約書」

【会員事業者 → 都道府県トラック協会】

(大規模災害時における緊急輸送車両への燃料供給に係る要綱)

令和 年 月 日

公益社団法人 全日本トラック協会
会 長 坂 本 克 己 殿
トラック協会
会 長 殿

申請者住所：
事業者又は団体名：
代 表 者：
法 人 番 号：

⑩

大規模災害時における緊急輸送車両への燃料供給に係る誓約書

公益社団法人全日本トラック協会が定める「自家用燃料供給施設整備支援事業助成金交付要綱」第8条及び「大規模災害における緊急輸送車両への燃料供給に係る要綱」第3条に基づき、大規模災害などの緊急時において、全日本トラック協会又は所属する都道府県トラック協会から緊急輸送車両への燃料供給を要請された場合、優先的に当該要請に応ずることを誓約します。

記

設置場所住所： _____

以 上

トラック協会
会 長 殿

申請者住所：
事業者名：
代表者： ⑩
電話番号：
法人番号：

自家用燃料供給施設整備支援事業実績報告書

公益社団法人全日本トラック協会が定める「自家用燃料供給施設整備支援事業助成金交付要綱」第10条第1項に基づき助成金の交付について下記のとおり申請・請求・完成報告をいたします。なお、助成金受領後に要綱第13条に反した場合、助成金を全額返戻いたします。

記

1. 事業総経費（税抜）： 円

2. 請求金額： 円

3. 完成検査済証発行日：令和 年 月 日

4. 設置場所住所：

5. 振込先名： 銀行・ 信用金庫

支店名（出張所）：

口座名義（フリガナ）：

預金： ☐ 普通・ ☐ 当座 口座番号：

6. 添付書類

（1）施設整備に伴う以下の図面等写し

①危険物取扱所の全体概要図

②危険物取扱所の全体平面図（タンク容量・油種を記載したもの）

③危険物取扱所全体の立面図

④危険物取扱所（所在地の記載を含む）の周辺地図

（2）施設工事費用請求書及び明細書の写し

* 申請時、工事金額の内訳明細を提出している場合で、請求金額が契約時と変更がない場合は実績報告時の明細書の添付は省略可

（3）（購入の場合）「領収証」写し（割賦の場合）「検収後の支払明細表」写し

（4）危険物取扱所の完成検査済証の写し

（5）工事施工前、施工中、完成後の写真（施設全体が把握できるもの）

【会員事業者 → 都道府県トラック協会】